

番号	訂正箇所		原 文	訂 正文
	ページ	行		
1	96	23	間及びその死後 <sup>④</sup> 50年間となっている。	間及びその死後70年間となっている。
		28	が対象となる。この権利は実演や、CDなどの発行、放送が行われたときから50年間保護される。	が対象となる。この権利は実演やCDなどの発行が行われたときから70年間保護される（放送は、放送が行われたときから50年間）。
	97	表2 6行目	貸レコード業者から報酬を受ける権利（貸与権消滅後49年間）	貸レコード業者から報酬を受ける権利（貸与権消滅後69年間）
	見返し5		<p>著作者である作家が亡くなったので、許諾を取らずに本を作り販売した。</p> <p>→著作権侵害になる。本の著作権の保護期間は著作者の死後50年間である。よって著作物の使用には許諾が必要である。</p>	<p>著作者である作家が亡くなったので、許諾を取らずに本を作り販売した。</p> <p>→著作権侵害になる。本の著作権の保護期間は著作者の死後70年間である。よって著作物の使用には許諾が必要である。</p>
2	118	左段 2行目	(昭和25年5月公布、平成23年6月最終改正)	(昭和25年5月公布、令和元年6月最終改正)
	119	左段 19行目	<p>二十六 「放送事業者」とは、基幹放送事業者及び一般放送事業者をいう。</p> <p>二十七 「放送番組」とは、放送をする事項の種類、内容、分量及び配列をいう。</p> <p>二十八 「教育番組」とは、学校教育又は社会教育のための放送の放送番組をいう。</p> <p>二十九 「教養番組」とは、教育番組以外の放送番組であつて、国民の一般的教養の向上を直接の目的とするものをいう。</p>	<p>二十六 「放送事業者」とは、基幹放送事業者及び一般放送事業者をいう。</p> <p>二十七 「認定放送持株会社」とは、第百五十九条第一項の認定を受けた会社又は同項の認定を受けて設立された会社をいう。</p> <p>二十八 「放送番組」とは、放送をする事項の種類、内容、分量及び配列をいう。</p> <p>二十九 「教育番組」とは、学校教育又は社会教育のための放送の放送番組をいう。</p> <p>三十 「教養番組」とは、教育番組以外の放送番組であつて、国民の一般的教養の向上を直接の目的とするものをいう。</p> <p>(以下省略)</p>

情報306 情報メディア

図書の記号・番号

情報306

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
3	119	右段 2行目	(昭和59年12月公布、平成 <u>23</u> 年 <u>6</u> 月最終改正)	(昭和59年12月公布、平成 <u>30</u> 年 <u>5</u> 月最終改正)
4	120		別添 1	別添1
5	121		別添 2	別添2
6	124	左段 37行目	<u>社団法人 日本書籍出版協会</u> <u>社団法人 日本雑誌協会</u>	<u>一般社団法人 日本書籍出版協会</u> <u>一般社団法人 日本雑誌協会</u>
		右段 44行目	<u>社団法人 日本雑誌協会</u>	<u>一般社団法人 日本雑誌協会</u>
7	125	左段 2行目	( <u>2009年4月23日制定</u> )	( <u>2017年6月9日制定</u> )
		右段 18行目	<p>この倫理綱領の精神を実現するため、<u>映倫維持委員会</u>は、「映画の区分と審査方針」「映画分類基準」の策定を映画倫理委員会に付託し、映画倫理委員会は<u>映倫維持委員会の承認をへた「映画の区分と審査方針」「映画分類基準」</u>に基づいて、表現の自由を尊重しつつ、すべての映画について、主題および題材とその取り扱い方を審査し、年齢層に対応した分類区分を行う。</p> <p>8 本綱領の適用</p> <p>この綱領は、映画館その他の施設において一般公開を企図する映画、および一般に販売・貸出するDVD・ビデオなどに適用されるほか、それらの題名、予告篇、および宣伝、広告等にも適用される。</p> <p style="text-align: right;"><u>映倫維持委員会</u></p>	<p>この倫理綱領の精神を実現するため、<u>理事会</u>は「映画の区分と審査方針」「映画分類基準」を策定し、映画倫理委員会は<u>この方針と基準</u>に基づいて、表現の自由を尊重しつつ、すべての映画について、主題および題材とその取り扱い方を審査し、年齢層に対応した分類区分を行う。</p> <p>8 本綱領の適用</p> <p>この綱領は、映画館その他の施設において一般公開を企図する映画、および一般に販売・貸出するDVD・ビデオなどに適用されるほか、それらの題名、予告篇、および宣伝、広告等にも適用される。</p> <p style="text-align: right;"><u>一般財団法人 映画倫理機構</u></p>

別添 No.	原 文	訂 正 文
1	<p><b>特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダー責任制限法）</b></p> <p>(平成13年11月公布)</p> <p>●趣旨</p> <p>第一条 この法律は、特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害があった場合について、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示を請求する権利につき定めるものとする。</p> <p>●定義</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 特定電気通信 不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号において同じ。）の送信（公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。）をいう。</p> <p>二 特定電気通信設備 特定電気通信の用に供される電気通信設備（電気通信事業法第二条第二号に規定する電気通信設備をいう。）をいう。</p> <p>三 特定電気通信役務提供者 特定電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他特定電気通信設備を他人の通信の用に供する者をいう。</p> <p>四 発信者 特定電気通信役務提供者の用いる特定電気通信設備の記録媒体（当該記録媒体に記録された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報を記録し、又は当該特定電気通信設備の送信装置（当該送信装置に入力された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報を入力した者をいう。</p> <p>●損害賠償責任の制限</p> <p>第三条 特定電気通信による情報の流通により他人の権利が侵害されたときは、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者（以下この項において「関係役務提供者」という。）は、これによって生じた損害については、権利を侵害した情報の不特定の者に対する送信を防止する措置を講ずることが技術的に可能な場合であって、次の各号のいずれかに該当するときでなければ、賠償の責めに任じない。ただし、当該関係役務提供者が当該権利を侵害した情報の発信者である場合は、この限りでない。</p> <p>一 当該関係役務提供者が当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知っていたとき。</p> <p>二 当該関係役務提供者が、当該特定電気通信による情報の流通を知っていた場合であって、当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知ることができたときと認められるに足りる相当の理由があるとき。</p> <p>2 特定電気通信役務提供者は、特定電気通信による情報の送信を防止する措置を講じた場合において、当該措置により送信を防止された情報の発信者に生じた損害については、当該措置が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われたものである場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償の責めに任じない。</p> <p>一 当該特定電気通信役務提供者が当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が不当に侵害されていると信じるに足りる相当の理由があったとき。</p> <p>二 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者から、当該権利を侵害したとする情報（以下「侵害情報」という。）、侵害されたとする権利及び権利が侵害されたとする理由（以下この号において「侵害情報等」という。）を示して当該特定電気通信役務提供者に対し侵害情報の送信を防止する措置（以下この号において「送信防止措置」という。）を講ずよう申出があった場合に、当該侵害情報の発信者に対し当該侵害情報等を示して当該送信防止措置を講ずることと同意するかどうかを照会した場合において、当該発信者が当該照会を受けた日から七日を経過しても当該発信者から当該送信防止措置を講ずることと同意しない旨の申出がなかったとき。</p> <p>●発信者情報の開示請求等</p> <p>第四条 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者は、次の各号のいずれにも該当するときに限り、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者（以下「開示関係役務提供者」という。）に対し、当該開示関係役務提供者が保有する当該権利の侵害に係る発信者情報（氏名、住所その他の侵害情報の発信者の特定に資する情報であって総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）の開示を請求することができる。</p>	<p><b>特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダー責任制限法）</b></p> <p>(平成13年11月公布、平成25年4月最終改正)</p> <p>●趣旨</p> <p>第一条 この法律は、特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害があった場合について、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示を請求する権利につき定めるものとする。</p> <p>●定義</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 特定電気通信 不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号において同じ。）の送信（公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。）をいう。</p> <p>二 特定電気通信設備 特定電気通信の用に供される電気通信設備（電気通信事業法第二条第二号に規定する電気通信設備をいう。）をいう。</p> <p>三 特定電気通信役務提供者 特定電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他特定電気通信設備を他人の通信の用に供する者をいう。</p> <p>四 発信者 特定電気通信役務提供者の用いる特定電気通信設備の記録媒体（当該記録媒体に記録された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報を記録し、又は当該特定電気通信設備の送信装置（当該送信装置に入力された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報を入力した者をいう。</p> <p>●損害賠償責任の制限</p> <p>第三条 特定電気通信による情報の流通により他人の権利が侵害されたときは、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者（以下この項において「関係役務提供者」という。）は、これによって生じた損害については、権利を侵害した情報の不特定の者に対する送信を防止する措置を講ずることが技術的に可能な場合であって、次の各号のいずれかに該当するときでなければ、賠償の責めに任じない。ただし、当該関係役務提供者が当該権利を侵害した情報の発信者である場合は、この限りでない。</p> <p>一 当該関係役務提供者が当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知っていたとき。</p> <p>二 当該関係役務提供者が、当該特定電気通信による情報の流通を知っていた場合であって、当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知ることができたときと認められるに足りる相当の理由があるとき。</p> <p>2 特定電気通信役務提供者は、特定電気通信による情報の送信を防止する措置を講じた場合において、当該措置により送信を防止された情報の発信者に生じた損害については、当該措置が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われたものである場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償の責めに任じない。</p> <p>一 当該特定電気通信役務提供者が当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が不当に侵害されていると信じるに足りる相当の理由があったとき。</p> <p>二 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者から、当該権利を侵害したとする情報（以下この号及び第四条において「侵害情報」という。）、侵害されたとする権利及び権利が侵害されたとする理由（以下この号において「侵害情報等」という。）を示して当該特定電気通信役務提供者に対し侵害情報の送信を防止する措置（以下この号において「送信防止措置」という。）を講ずよう申出があった場合に、当該特定電気通信役務提供者が、当該侵害情報の発信者に対し当該侵害情報等を示して当該送信防止措置を講ずることと同意するかどうかを照会した場合において、当該発信者が当該照会を受けた日から七日を経過しても当該発信者から当該送信防止措置を講ずることと同意しない旨の申出がなかったとき。<del>(第三条の二は省略)</del></p> <p>●発信者情報の開示請求等</p> <p>第四条 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者は、次の各号のいずれにも該当するときに限り、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者（以下「開示関係役務提供者」という。）に対し、当該開示関係役務提供者が保有する当該権利の侵害に係る発信者情報（氏名、住所その他の侵害情報の発信者の特定に資する情報であって総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）の開示を請求することができる。</p>

別添 No.	原文	訂正文
2	<p><b>個人情報の保護に関する法律</b> (平成15年5月公布、平成21年6月最終改正)</p> <p><b>第一章 総則</b> ●目的 第一条 この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。</p> <p>●定義 第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。</p> <p>2 この法律において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。</p> <p>一 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの 二 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであるものとして政令で定めるもの</p> <p>3 この法律において「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>一 国の機関 二 地方公共団体 三 独立行政法人等 四 地方独立行政法人 五 その取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定める者</p> <p>4 この法律において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。</p> <p>5 この法律において「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、</p> <p>とのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの又は一年以内の政令で定める期間以内に消去することとなるもの以外のものをいう。</p> <p>6 この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。</p> <p>●基本理念 第三条 個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いが図られなければならない。</p> <p><b>第二章 国及び地方公共団体の責務等</b> (省略)</p> <p><b>第三章 個人情報の保護に関する施策等</b> <b>第一節 個人情報の保護に関する基本方針</b> 第七条 政府は、個人情報の保護に関する施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、個人情報の保護に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。</p> <p>2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 個人情報の保護に関する施策の推進に関する基本的な方向 二 国が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する事項 三 地方公共団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項 四 独立行政法人等が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項 五 地方独立行政法人が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項 六 個人情報取扱事業者及び第四十条第一項に規定する認定個人情報保護団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項 七 個人情報の取扱いに関する苦情の円滑な処理に関する事項 八 その他個人情報の保護に関する施策の推進に関する重要事項</p> <p>注：法律はすべて抜粋である</p>	<p><b>個人情報の保護に関する法律</b> (平成15年5月公布、令和元年5月最終改正)</p> <p><b>第一章 総則</b> ●目的 第一条 この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。</p> <p>●定義 第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（略）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。） 二 個人識別符号が含まれるもの</p> <p>2 この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。</p> <p>一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの 二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの</p> <p>3 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪</p> <p>により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。</p> <p>4 この法律において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるもの（略）をいう。</p> <p>一 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの 二 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであるものとして政令で定めるもの</p> <p>5 この法律において「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>一 国の機関 二 地方公共団体 三 独立行政法人等（略） 四 地方独立行政法人（略）</p> <p>6 この法律において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。</p> <p>7（略）</p> <p>8 この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。</p> <p>9 この法律において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報を復元することができないようにしたもの</p> <p>一 第一項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（略）。 二 第一項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（略）。</p> <p>10（略）</p> <p>●基本理念 第三条 個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いが図られなければならない。</p> <p>注：法律はすべて抜粋である</p>